

平成27年3月

篠栗町議会第1回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月5日(木)～19日(木) 15日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	3	5	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定の件 ・議案の撤回請求について ・施政方針並びに議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託について ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第2日	3	6	金	考 案 日		
第3日	3	7	土	休 会		閉 庁
第4日	3	8	日	休 会		閉 庁
第5日	3	9	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	10	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	11	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査(補正予算に引き続き当初予算)
第8日	3	12	木	休 会		幼 稚 園 卒 園 式
第9日	3	13	金	休 会		中 学 校 卒 業 式
第10日	3	14	土	休 会		閉 庁
第11日	3	15	日	休 会		閉 庁
第12日	3	16	月	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	17	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第14日	3	18	水	予 備 日		小 学 校 卒 業 式
第15日	3	19	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決
						閉 会

平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成27年3月5日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の撤回請求について
- 第4, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第5, 議案の委員会付託について
- 第6, 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
2	篠栗町地下水の採取に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
3	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
4	篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
5	子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
6	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
7	篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定について	文教厚生 常任委員会
8	篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
12	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
14	篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
15	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
16	篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
17	篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
18	篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
19	福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	総務建設 常任委員会
20	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算 特別委員会
21	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
22	平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
23	平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
24	平成27年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
25	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
26	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
27	平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会
28	平成27年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会

平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成27年3月9日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	2番	飯田 浩二	議員
3.	5番	大楠 英志	議員

平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成27年3月17日(火) 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
29	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算特別委員会

平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成27年3月19日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第2号 篠栗町地下水の採取に関する条例の制定について
- 第2, 議案第3号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 第3, 議案第4号 篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第4, 議案第5号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第5, 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第6, 議案第7号 篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 第7, 議案第8号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第9号 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第10号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第11号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第12号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第13号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第14号 篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14, 議案第15号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第15, 議案第16号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16, 議案第17号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17, 議案第18号 篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18, 議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第19, 議案第20号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について
- 第20, 議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について
- 第21, 議案第22号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第22, 議案第23号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第23, 議案第29号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第24, 議案第24号 平成27年度篠栗町一般会計予算について
- 第25, 議案第25号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第26, 議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第27, 議案第27号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第28, 議案第28号 平成27年度篠栗町水道事業会計予算について

平成27年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月5日(開会)

平成27年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長(今泉 正敏) 本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから平成27年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、閉会中の各委員会の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において7番 阿部寛治議員、8番 松田國守議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から3月19日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、議案の撤回請求についてを議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

それでは、撤回の理由を御説明いたします。

平成26年第4回定例会に、議案第72号 篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、立体駐車場の使用料について公平、かつ、適正な受益者の負担を図るため及び駐車場の老朽化に伴う施設改修に備えるため、本条例の一部を改正すべく提案しておりました。

改正の内容は、無料の駐車時間を3時間から1時間に短縮するものでありましたが、改正内容について再度慎重に見直しをいたしましたところ、料金改定を行う前に、立体駐車場の利便性向上のためのさらなる運営の効率化を構築する必要があると判断し、議案の撤回をするものでございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長(今泉 正敏) お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求については、許可することに決定しました。

日程第4、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第1号から議案第28号までの計28議案でございます。

それでは、議案第1号から議案第28号までを一括議題といたします。

提出議案について、一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 改めまして、皆様おはようございます。

本日、平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございました。

2月末には春一番も吹きましたが、まだコートが手放せない肌寒いこの頃でございます。とはいえ、一日一日日差しは柔らかくなっているような気がしております。春が待ち遠しい日々でございます。

さて、去る2月12日に第189回通常国会が開会いたしました。

昨年末の総選挙後、平成27年度の国の進むべき方向を示す重要な国会の開会があります。安倍内閣総理大臣は、平成27年度の施政方針演説を「戦後以来の大改革」という題名で行いました。

まず冒頭では、「安定した政治の下で、『日本を取り戻す』道を、さらに力強く、前進せよ」これが総選挙で示された国民の意思であり、全身全霊を傾け、その負託に応えていくことを連立与党の諸君とともに、国民の皆様にお約束いたします。

経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、女性活躍、そして外交・安全保障の立て直し。いずれも困難な道のりで、「戦後以来の大改革」であります。

しかし、私たちは、日本の将来をしっかりと見定めながら、ひるむことなく、改革を進めなければならない。逃げることはできません。

明治国家の礎を築いた岩倉具視は、近代化が進んだ欧米列強の姿を目の当たりにした後、このように述べています。

「日本は小さい国かもしれないが、国民みんなが心を一つにして、国力を盛んにするならば、世界で活躍する国になることも決して困難ではない」明治の日本人に

できて、今の日本人にできないわけはありません。今こそ国民とともに、この道を前に向かって、再び歩み出すときです。皆さん、「戦後以来の大改革」に力強く踏み出そうではありませんか。

このような冒頭の出だしでございました。

安倍首相は、「戦後以来の大改革」に、力強く前向きに進みだそうと訴えましたが、私は、今この時に大改革に取り組まなければ、我が国は取り返しのつかないことになるという危機感に裏付けされた、待ったなしの訴えのように聞こえてまいりました。

今政権の目玉の一つであり、私たち全国の市町村にとって最も関心の深い「地方創生」について安倍総理は、

地方にこそチャンスがある。

地方こそ成長の主役です。

と前置きした上で、

熱意ある地方の創意工夫を全力で応援する。それこそが、安倍内閣の地方創生である。地方の努力が報われる、地方目線の行財政改革を進めます。

と力強く宣言しました。

そして、「日本は変えられる」すべては、私たちの意思と行動にかかっています。15年近く続いたデフレ。その最大の問題は、日本人から自信を奪い去ったことではないでしょうか。

しかし、悲観して立ち止まっても何ら変わらない、批判だけを繰り返しても何も生まれません。

「日本国民よ、自信を持て」

戦後復興の礎を築いた吉田茂元総理の言葉であります。

昭和の日本人に出来て、今の日本人にできないわけはありません。そして、日本の未来を切り開く。そのために、「戦後以来の大改革」を必ずやり遂げようではありませんか。

今や、日本は、私たちの努力で、再び成長することができる。世界の真ん中で輝くことができる。その「自信」を取り戻しつつあります。

さあ皆さん、今ここから、新たなスタートを切って、芽生えた「自信」を「確信」へと変えていこうではありませんか。

と結びました。

篠栗町は、福岡市中心部までわずか30分で行くことのできる都市近郊の住宅地

としての機能を有する一方で、壁の深い山々を有する日本の原風景を今に残す地域も持っています。そうした篠栗町のような全国の市町村地域を元気にすることで、日本全体を元気にしようという政策が「地方創生」であります。

国は、今回は単に声掛けをするだけではなく、細かい指示を矢継ぎ早に出してきております。「2060年までの人口ビジョンの策定」と2015年から19年までの5か年で行う、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定であります。

さらに、総合戦略の策定に当たっては、P D C Aサイクル手法を用いること。

また、総合戦略においては、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえて、具体的な事業の構築を進めることとしています。

まずは、「総合戦略の策定を2015年中に行うように」と総務省の説明会では言われておりましたが、一昨日手元に届いた内閣府地方創生戦略本部からのメールでは、骨子案を3月、4月にマスコミ発表するのであれば、事前に内容について戦略本部に報告のことと書かれておまして、早々に尻を叩かれ始めておるところであります。

地方創生総合戦略の策定とそれに基づく実践には、当然に相応の国の予算対応がなされる見込みでありまして、我が町におきましてものんびりと2015年中に策定するというより、できるだけ前倒しで進めたほうがメリットが大きいと考えております。

つきましては、改選後の議会にできるだけ早く御相談を申し上げたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

地方分権というのは、みずから前に進もうとする自治体に対しては、さまざまな手法で国が手を差し伸べてくれるものであります。反面、法律に基づく、自治体としてやらなければならないことだけに取り組んでいては、住民の皆さんにとって、何にもおもしろみのない、魅力のない地域になってしまうという危機感を持って前進していかなければならないものであります。今回の国による地方創生の推進のあり方をみて、改めてそのように感じます。私は、多分、現在の職についている間は、何度も何度も繰り返し、あらゆる場でこれからも話すと思いますが、自治とは、「『私たちの町のまちづくりは私たちの手で』という思いと、その実現に向けた行動。そして、その過程と結果にみずから感じる喜び。その積み重ね」と考えております。このような取り組みこそが、まちづくりそのものであると信じております。

平成27年度から、町民の皆さんがいろいろな場面でワクワクドキドキ感を感じ

ていただけるような「篠栗版まち・ひと・しごと創生総合戦略」をつくり、行動に移してまいります。策定の段階で「産官学、金・労・言」を巻き込み、PDCAサイクルを使って一緒に実践していく。もちろん、これも度々申し上げておりますが、率先すべきは、篠栗町に奉職する職員であります。

平成27年度におきましては、「篠栗版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を新たな柱として加え、5か年計画の初年度として、篠栗町の30年後40年後を見据え、篠栗町を愛し、篠栗町に住み続ける皆さんのためにしっかりとした「自治」を目指して、諸施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、平成27年度事業について、課ごとに取り組もうとしているそのポイントを説明いたします。

なお、平成27年度からより機能的に係の運用を行えるよう、また多くの町民の皆様が役場内で手続等を完了できるように組織改正を行っております。新しい課での取り組みの説明はそこで行います。

議会費といたしまして、まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けたさまざまな取り組みに対し、心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。特に、平成26年度は、タブレット端末導入による会議の電子化につきまして、議員の皆様のご御努力によりまして議会改革推進の集大成として大きな一歩をのりすことができました。心から感謝申し上げます。

平成27年度は、会議の電子化のさらなるレベルアップ等を図るとともに、各方面から視察受け入れについて効率よく対応できるよう努めてまいります。

また、糟屋郡議長会から町長会に対して提案を受けております、議員歳費の問題につきましては、私は議会の活性化につなげるため積極的に検討を進めるべきとの立場で今後も発信してまいりたいと考えております。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等が関わっております。

総務課では、昨年度と同様、包括委託を継続し、優秀な人材を安定的に確保に努めてまいります。

また、防災に係る新たな取り組みとして、災害時における「特設公衆電話」を町内指定避難所6か所に設置することとしております。

財政課では、平成26年度から進めております会議の電子化、財務会計や人事管理・給与システムの電子化をスタートいたします。具体的には、支出命令書の電子

決済、出退勤時のタイムカード廃止や時間外申請などは、個人に割り当てている端末の立ち上げと終了により確認することといたします。

また、町の施設の長寿命化計画の作成事業を継続して行います。

またいよいよ、マイナンバー制度が段階的にスタートし始めますので、その準備にぬかりのないように進めてまいります。

まちづくり課においては、平成25年度からスタートいたしました新総合計画「ささぐり みんなの道標」実現のための都市計画マスタープラン改定事業が、昨日3月4日をもって改定委員会での審議を終了し、県との調整を経て平成27年3月末には完成いたします。それをうけて、早速計画申請のある地区計画を協議して実のあるものにしてまいりたいと考えております。

篠栗駅東側自由通路整備事業につきましては、平成27年度に詳細設計を行うべく予算化しております。

また、九州大学演習林の土地購入につきましては、大学側と価格交渉に入るべく土地の不動産鑑定作業に入り、まとまれば購入について補正予算を組んで議会にお諮りしたいと考えております。

平成27年度も協働のまちづくり事業補助金制度を継続いたします。平成26年度の成果のひとつに、広報ささぐりでも御紹介いたしました「ぐりっこカルタ」事業がございました。平成27年度も素晴らしいアイデアに基づく新たな事業が立ち上がりますよう、町民の皆様への発信に努めてまいります。

また、去る2月24日に農林水産省に「バイオマス産業都市構想の認定支援事業」に応募いたしております。福岡県では、既にみやま市が認定を受けておりますが、人工林を多く有する本町におきましては、杉、檜を有効に活用し循環型社会に資するような取り組みを複合的に行っていくために申請しようとするものであります。

会計課におきましては、財政課とともに平成26年度に準備を進めてまいりました、電子決裁導入を実施いたします。各課の膨大な紙ベース資料を電子化することにより、事務の簡素化とスピードアップを図ることが狙いであります。それによりまして、監査の受検方法等の改革も進めてまいります。

税務課では、引き続き徴収率アップに向けて徴収業務のさらなる推進を目指してまいります。平成25年度からスタートいたしました、家計相談専門のファイナンシャルプランナーによる納税相談は、着実に成果を上げておりますので、引き続き業務委託を継続いたします。

住民課は、戸籍係、年金係、国民健康保険係、選挙係、高齢者・公費係を持ち、住民全体の総合的な窓口として多くの住民の皆様に関係の深い重要な課であります。今後もしっかり体制を整えて、国民の皆様にご不便をおかけしないように努めてまいります。

国民健康保険は、市町村で赤字が膨らんでいることから、平成30年に保険者が都道府県に移る予定で国において準備が進められておりますが、それまで苦しい財政運営とならざるを得ません。国も抜本的な改革の必要性を認識しており、今後とも進捗状況について遅滞なく報告してまいります。

民生費、衛生費では福祉課、都市整備課環境係、健康課、こども育成課、栗の子保育園が所管しております。

福祉課では、国から地域福祉に関するネットワーク体制の整備のため、2か年の継続事業として行っております地域福祉計画の策定を完了させます。

高齢者福祉、障害者福祉関連につきましては、健康課から所管を移し、町民の皆様の健康管理に資する新介護保険法に伴う、地域のネットワーク構築に向けての介護保険事業を取り込み、皆さんに住みやすいと感じていただけるような事業を継続してまいります。

国が消費税引き上げに際し、低所得者に与える影響に対する暫定的・臨時的な措置として、平成27年度も給付を決定した臨時福祉給付金につきましては、できるだけ早急に準備し給付いたします。

自治体固有の事務であります、ごみ、し尿を所管する環境係につきましては、クリーンパークの業務も含めて、都市整備課で管理したほうが望ましいとの判断から、今般、係を移し、都市整備全般と一体となって事業を進めていくことにしております。

次に、健康課所管の各種政策について申し上げます。

まず、各種健診や予防接種については、本年度も継続して事業を行うとともに、平成27年度健診フェスタにおいて、ABC検診(ピロリ菌・ペプシノゲン検査)を実施いたします。併せて、医療費の削減につながるよう、特定健康診査や各種がん検診の受診率向上を目指してまいります。

こども育成課では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、篠栗町子ども・子育て支援行動計画の策定が最終段階となっており、答申を待っている状況であります。

保育の充実と待機児童解消に向けての取り組みは、大変重要な課題であります。

就労人口減少社会において、母親の労働力が見直されていることから、安心して母親が就労現場に復帰できるようにするため、平成27年度も重要課題として待機児童解消に向けた取り組みを継続してまいります。

福祉課の臨時給付金と併給調整して、児童手当の受給者を対象に支給される子育て世帯臨時特例給付金事務も行います。開園当初から、将来の民営化へ移行について言及されてまいりました栗の子保育園の運営につきまして、概ねその方向で最後の詰め段階に来ております。文教厚生委員会と更なる協議を進めながら、今後はスムーズな移行を目指して、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

農林水産業、商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

まず、農業分野では、本年度も、耕作放棄地拡大防止対策として山間地域の農地にコンニャクを試験的に作付する事業を継続して行います。

特産品創出に向けた試験的な手法として引き続き取り組んでまいります。

また、林業分野では、森林経営計画に基づく福岡県造林事業や福岡県荒廃森林再生事業などで1億円を超える予算を計上しておりますが、農林水産事業費補助金や立木売払収入など、特定財源を確保しながら継続して事業を進めてまいります。

毎年申し上げますが、篠栗町は7割を山林で囲まれた景観豊かな町であります。この素晴らしい環境を守るための重要な事業であり、林業費の歳出は不可欠でございます。篠栗町を愛し、篠栗町に住む住民の皆さんの深い御理解のもとに計上できるものと考えております。

次に、商工観光部門ですが、平成27年度におきましても、「春らんまんハイキング」「森林セラピー基地オープン記念イベント」「九州森林スポーツフェスタ」の3イベントは、商工会や観光協会などと連携し、新しい試みも取り入れながら引き続き開催いたします。

平成27年度は、森林セラピー基地のグランドオープンから丸5年となります。今般、労働安全衛生法の改定がなされ、一定以上の従業員を有する企業においては、従業員のメンタルヘルスチェックが義務づけられることとなりました。企業の健保組合や労働組合、厚生会などが従業員のストレス緩和を目指した取り組みを積極的に取り入れる必要がでてまいりました。こうした取り組みを実践する場として、森林セラピー基地の存在意義はますます高まろうとしております。

私は、森林セラピーソサエティからの要請で、全国の森林セラピー基地の活動と方向性を協議、審査、決定する森林セラピー基地活動諮問委員会に基地を有する自

治体の代表として就任することとなりました。今後は、篠栗町をはじめ福岡県の4基地、九州沖縄11基地のみならず全国の森林セラピー基地の発展のために、微力ではございますが力を尽くしてまいり所存であります。こうした諮問委員会での活動が必ずや、森林セラピー基地篠栗のさらなる発展に寄与するものと信じております。

一昨年10月に一般社団法人として新たにスタートいたしました篠栗町観光協会は、会員をこれまでの観光協会関係5団体に限らず、篠栗町の観光に関わりたいとの思いのある事業所・個人にも門戸を広げて、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらう組織であります。また、産声を上げたばかりでございます。平成27年度は、さらに新しい観光事業に着手するなど、運営努力を行っているところでございます。町といたしましても、多くの予算を割いて観光協会を支援しておりますことから、積極的に篠栗町観光協会の活動推進について意見を言い、より高みを目指して協力してまいりたいと考えております。

消費者行政については、平成21年度から福岡県地方消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費生活相談業務の機能強化を推し進めてまいりましたが、本町の消費生活相談窓口では、住民から相談があった場合に、職員がどのような対応や対処を行ってよいかを福岡県消費生活センターに問い合わせながら相談に応じている状況でございました。このような状況を改善するため、本年4月からは、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町と共同で「かすや中南部広域消費生活センター」を志免町に開設し、専門相談員を配置することによって、専門的な立場から見た適切なアドバイスや対処法、関係機関への速やかなあっせんなどを行い、相談者が抱える問題の早期解決に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

平成27年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課では、平成27年度も国の助成金を使って町内小中学校の教室木質化事業に取り組みます。昨年からはスタートしたこのプロジェクトは、情緒の安定に効果のあるといわれる木質の温もりの中で篠栗の子どもたちに勉学に励んでいただきたいという思いと、一方で地域産材を有効利用することにより、もって伐採適齢期となった篠栗町の人工林を山から切り出し、伐採後は広葉樹林を植栽し、種々の樹が四季折々の姿を見せるような自然を取り戻すための事業であります。福岡県林

業振興からの助言もあって、この事業に森林整備加速化・林業再生事業補助金を受けることができました。小中9学年全体の教室に早期に整備することに集中し、併せて糟屋地区内で同様の取り組みが図られることになるよう、手法の情報提供を積極的に図ってまいります。

子どもが抱える心の問題、生活上の困難な問題を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員の配置を継続いたします。

また、引き続き町独自に各小中学校に学力向上支援員と特別支援県教育充実のための支援員の配置を行います。併せて、なかなか学校に行くことのできない不登校児童生徒のために、新たに教育支援センターを役場旧管理人室に設置し、専門の先生を配置して適応指導、学習指導を行い、不登校児童・生徒を学校に復帰させる事業を新たに行います。

社会教育課では、校区ごとの地域活動は、それぞれ特色を持って発展しつつあります。学校と児童・生徒、地域が一体となって、これからも篠栗町らしい発展を目指して進めていきたいと考えております。

平成26年度補正予算を計上して行おうとしておりましたクリエイイト篠栗全体の空調設備改善工事は、総額が予想よりはるかに上回るため、また、現状、空調設備が機能していることから今しばらく先送りすることといたしました。

上下水道課では、引き続き千代田団地内配水管更新を行います。この事業は5年計画で行うこととしており、4年目の事業でございます。

また、流域公共下水道事業会計において、事業に投資した資産負債状況を明らかにするため、平成26年度から企業会計方式を導入しておりますが、現在の収支状況と将来の維持管理費予想を町民の皆様に詳細に説明し、料金の段階的改定に向けた作業を開始いたします。

以上、それぞれの費目に応じた各課での平成27年度の取り組みについて、かいつまんで御説明申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております、議案第1号から議案第28号までの28議案について説明をいたします。

議案第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本議案は、現委員であります十時和子氏が、本年6月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、人権擁護委員法（第6条第3項）の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第2号は、篠栗町地下水の採取に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地下水が町民の生活にとって欠くことのできない重要な資源であることに鑑み、地下水の採取に関し、必要な事項を定めることにより、地下水を保全し、もって良好な環境の保全に寄与するため本条例を制定するものであります。

議案第3号は、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてであります。

本議案は、子ども子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担、その他必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号は、篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

本議案は、児童福祉法が改正されたことにより、本条例で定めていた保育が必要な児童に関する事項が、子ども子育て支援法施行規則で定めることになったため、本条例を廃止するものであります。

議案第5号は、子ども子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本議案は、子ども子育て支援法の施行及びそれに関連する法律の改正に伴い、関係条例の整備が必要なため、本条例を制定するものであります。

本条例により改正が必要な条例は、篠栗町立幼稚園条例及び篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の2条例で、改正の主な内容は、幼稚園授業料の現行の一律のものから、世帯の所得割課税額等により、区分するもの及び授業料減免規定を私立幼稚園児に限定するものなどであります。

議案第6号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い、関係条例の整理が必要なため、本条例を制定するものであります。

本条例により改正が必要な条例は、篠栗町議会委員会条例、篠栗町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、篠栗町職員定数条例、篠栗町社会教育委員設置条例、篠栗町課設置条例、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の6条例であります。

また、廃止が必要な条例は、篠栗町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例であります。

改正の主な内容は、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び首長と連携強化を図るため、教育委員長職を廃止し、教育長に一本化するもの及び教育長を首長の任命とするものであります。

また、総合教育会議を設置し、首長と教育長が協議、調整することにより、両者が、教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたることを可能にするものであります。

議案第7号は、篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定についてであります。

本議案は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ防止等の対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等の対策を総合的、かつ、効果的に推進する必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第8号は、篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、本町の組織を改めることにより、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応し、住民満足度の高い行政サービスの提供が可能な組織とするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、福祉環境課を福祉課に改め、同課に健康課から高齢者及び障害者支援業務を移管することにより、役場での介護保険に関する手続を可能にするものなどであります。

議案第9号は、篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)が、本年4月1日から施行されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、行政指導の中止を求める事項及び処分、又は行政指導することを求めることに関する事項等を追加するものであります。

また、同条例の改正に伴い、同条例を引用している箇所がある、篠栗町税条例の改正も併せて行っております。

議案第10号は、篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、篠栗町協働のまちづくり推進協議会を町の附属機関として定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 1 1 号は、篠栗町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、人事院の給与改定に関する勧告により、国及び近隣自治体に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、給料月額を平均 2 % 引き下げる給料表の減額改定を行うもの。地域手当を段階的に 6 % 引き下げるもの。管理職員特別勤務手当に、平日深夜の災害時等の勤務に関する支給規定を追加するものであります。

議案第 1 2 号から議案第 1 7 号までの 6 議案は、長期にわたり据え置かれていた手数料及び施設等の使用料について、物価や人件費の上昇を勘案し、近隣自治体との均衡のとれた料金とするため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第 1 2 号は、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書交付手数料を現在の 2 0 0 円から 3 0 0 円に引き上げるものであります。

議案第 1 3 号は、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、耕作証明書、非農地証明書、現況証明書等の証明手数料をそれぞれ 2 0 0 円から 3 0 0 円に引き上げるもの、並びに農地台帳閲覧及び農地台帳記録事項要約書交付の手数を 3 0 0 円に定めるものであります。

議案第 1 4 号は、篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、中央公民館の施設使用料を概ね 3 割増額するものであります。

議案第 1 5 号は、篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、町民体育館などの施設使用料を概ね 3 割増額するものであります。

議案第 1 6 号は、篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、総合運動公園の施設使用料を概ね 3 割増額し、新たに町外料金の設定をするものであります。

議案第 1 7 号は、篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、オアシス篠栗の施設使用料を概ね 3 割、入浴料を一律 3 0 円

増額するものであります。

以上6議案が、料金の改定に関する議案であります。

議案第18号は、篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、消防組織法が改正されたことに伴い関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、本条例中の消防組織法引用箇所改定するものであります。

議案第19号は、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

本議案は、本年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称変更することに伴い、当該規約を変更する必要があるため、地方自治法（第290条）の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号から議案第23号までの4議案は、平成26年度補正予算であります。

議案第20号は、平成26年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億1,943万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ97億7,488万3,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、増額の主なものといたしまして、町税、個人住民税3,800万円。固定資産税2,100万円。国庫支出金、地方創生事業の地域住民生活等緊急支援交付金9,387万4,000円。県支出金、森林整備加速化林業再生事業補助金2,206万6,000円。地方交付税、普通交付税5,705万円などを追加いたしております。

減額の主なものといたしましては、町税のうち法人税、減額の3,400万円。国庫支出金、臨時福祉給付金事業費補助金、減額の8,100万円。県支出金の中で、児童福祉費補助金、減額の1,834万8,000円。財産収入、土地売却収入、減額の3,000万円などを減額しております。

次に歳出につきましては、増額の主なものといたしまして、総務費、地方創生費9,683万2,000円。教育費 中学校費木質化事業4,611万1,000円。繰出金、国民健康保険特別会計の赤字補填繰出金として1億5,000万円などを追加いたしております。

減額の主なものといたしましては、民生費のうち、臨時福祉給付事業費、減額の8,100万円。衛生費のうち、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、減額の1,298万4,000円。消防費、粕屋南部消防本部分担金、減額の1,148万8,0

〇〇円などを減額いたしております。

その他、歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、歳出の減額補正に見合う財源更正であります。

繰越明許費につきましては、地方創生推進事業 9,683万2,000円。中学校教室木質化整備事業 4,611万1,000円を追加いたしております。

また、債務負担行為につきましては、人材派遣業務委託 4億9,750万2,000円に変更いたしております。議会運営費 3,328万8,000円の廃止を計上いたしております。

議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

本議案は、主に、一般会計から1億5,000万円の法定外繰入れ及び国庫支出金の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ514万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ34億5,318万2,000円とするものであります。

議案第22号は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本議案は、保険料の収入見込みを勘案したことによる、負担金額の補正及び保険基盤安定負担金額の確定により補正を行うもので、歳入歳出それぞれ1,695万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,468万3,000円とするものであります。

議案第23号は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

本議案は、下水道使用料及び流域下水道維持管理負担金の減額、消費税確定申告による見込み額の追加、資本的収入分の特定収入仮払い消費税の費用化、大口貸倒れに伴う特別損失の費用化及び流域下水道建設負担金の減額に伴う補正等により、第3条に定められた収益的収入を1,600万円減額し、8億206万円とし、収益的支出に620万円を追加し、8億125万4,000円とするもので及び第4条に定めた資本的収入を520万円減額し、3億501万8,000円とし、資本的支出を568万9,000円減額して、4億1万2,000円とするものであります。資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,499万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

また、当年度利益剰余金のうち、500万円を減債積立金として処分するものと

定めるものであります。

議案第24号から議案第28号までの5議案は、平成27年度の各会計の当初予算であります。

議案第24号は、平成27年度篠栗町一般会計予算についてであります。

予算総額は、93億1,685万7,000円で前年度当初予算に対して1.3%、1億1,735万6,000円の増額となっております。昨年度は、臨時給付金等の一時的な支出が伴っており、実質は4億円程度の増額となっております。この増額は、番号制度の導入に伴う電算システムの整備費用、子育て支援制度導入に伴う事業経費、篠栗駅東側自由通路の詳細設計及び道路や河川等のインフラ整備費用を計上したことによるものであります。前年度に引き続き、平成27年度の予算につきましても、限られた歳入財源を有効利用できるよう事業を選定するなど、歳出削減に努めまして、編成いたしております。

事業の概要といたしましては、議会費におきまして、議会運営に関する経費を計上いたしております。

総務費におきましては、前年度に引き続き、臨時職員及び一部嘱託職員の雇用に係る包括委託の範囲を拡充した経費を計上いたしております。

また、篠栗町東側の自由通路の整備を行うための準備といたしまして、本格的な詳細設計 8,110万1,000円の経費及び本年10月から番号法が施行されることに伴い、住民情報総合システム等の関連システムの整備費用 6,063万4,000円を計上いたしております。

民生費におきましては、新子育て支援制度の導入に伴い、認定こども園及び認可保育園の拡充したきめ細やかなサービスを支援するための経費 4億8,966万7,000円を計上いたしております。昨年度に引き続きまして、障害者自立支援サービス 4億3,385万3,000円及び臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金 5,832万2,000円の支給に伴う予算を計上いたしております。

衛生費におきましては、地球温暖化対策実行計画の策定に伴う経費 263万6,000円を計上し、引き続き、予防接種事業及び健診事業の充実を図るための予算 1億6,070万4,000円を計上いたしております。

農林水産事業費におきましては、引き続き、森林経営計画に伴う間伐事業に係る予算及び荒廃森林の整備に係る予算を計上いたしております。

商工費におきましては、観光施設等の維持管理に関する経費等を計上いたしております。

土木費におきましては、道路改良事業費といたしまして、一の瀧線の整備費用 3,000 万円。河川改良事業といたしまして引き続き、乙犬尾仲水路水害対策事業に係る工事費 5,000 万円を計上いたしております。

教育費の学校教育分野におきましては、平成 27 年度で完了いたします、勢門小学校外壁等改修事業に係る工事費 4,023 万 7,000 円を計上いたしております。社会教育分野におきましては、クリエイト篠栗及び体育施設の維持管理に係る経費を計上いたしております。

また、県指定文化財で九大演習林の中にあります、経過木の保存に係る整備費用 149 万 7,000 円を計上いたしております。

歳入につきましては、町税におきまして、対前年度比 3,668 万 9,000 円減の 29 億 2,194 万 4,000 円を計上いたしております。

地方譲与税を初めとする 2 款から 10 款までの各交付金は、ほぼ前年度並みに計上いたしております。

使用料及び手数料におきましては、27 年度から始まります新子育て支援制度による幼稚園の授業料の減免措置に伴い、484 万 1,000 円を減額計上いたしております。

国庫支出金は、篠栗駅東側自由通路を整備するための詳細設計費用の社会資本整備総合交付金、番号制度の導入に伴うシステムの整備補助金の増に伴い、対前年度比 1,062 万 1,000 円増の 10 億 2,328 万円を計上しております。

基金繰入金は、減債基金 4 億円、公共施設等整備基金 2 億円で対前年度比 1 億円増の 6 億円を計上いたしております。

町債は、臨時財政対策債 4 億 1,000 万円など、対前年度比 1,840 万円増の 5 億 5,630 万円を計上いたしております。

また、3 月補正で計上いたしております、地方創生事業費 9,683 万 2,000 円及び中学校教室木質化事業費 4,611 万 1,000 円においては、国の補正予算に係るもので、27 年度に繰越しを行い実施するものでございます。

地方創生事業におきましては、2 億円分の地域振興券を発行するに当たり、20%のプレミアムを付加する指揮支援補助といたしまして 4,350 万円。ふるさと旅行券発行支援事業といたしまして 819 万円。総合戦略策定業務 1,000 万円。子育て支援業務 598 万 8,000 円。中山間地域活性化のための光ケーブル整備事業 2,500 万円を計上いたしております。中学校教室木質化事業においては、篠栗中学校 11 教室、篠栗北中学校 5 教室の木質化の経費を計上いたしており

ます。

議案第25号は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてであります。予算総額は36億7,279万5,000円で対前年度比14%の増額となっております。

歳入につきましては主に、共同事業交付金において、対前年度比4億6,565万円の増額となっております。

歳出につきましては、保険給付費 22億2,824万2,000円。後期高齢者支援金 3億8,516万1,000円。介護納付金 1億4,680万8,000円。共同事業拠出金 8億2,524万5,000円を計上いたしております。

議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は、3億9,848万円で対前年度比9.9%の増額となっております。

歳入につきましては、主に、後期高齢者医療保険料 2億8,827万円。一般会計繰入金 1億1,020万2,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、主に、後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、3億6,134万8,000円を計上いたしております。

議案第27号は、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入は、対前年度比3.8%減額の7億9,648万4,000円。同支出は、対前年度比1.9%減額の7億9,063万6,000円で584万8,000円の黒字予算を計上いたしております。

収入の主なものは、下水道使用料 4億1,087万4,000円。他会計負担金 1億4,987万1,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2億6,415万1,000円。支払利息 1億4,091万9,000円を計上いたしております。

資本的収入は、対前年度比8.3%増額の3億3,158万3,000円。同支出は、対前年度比9.1%増額の4億3,747万5,000円で、1億589万2,000円の赤字予算となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものは、企業債 2億3,090万円。一般会計負担金 1億12万9,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、流域下水道建設負担金 4,961万7,000円。企業債償

還金 3億7,782万9,000円を計上いたしております。

また、当年度利益剰余金のうち、908万3,000円を減債積立金として処分するものと定めております。

議案第28号は、平成27年度篠栗町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入は、対前年度比3.1%減額の4億6,996万4,000円。同支出は、対前年度比2%減額の5億1,082万9,000円で、4,086万5,000円の赤字予算となっておりますが、繰越利益剰余金で補填する予定にしております。

収入の主なものは、水道使用料 4億3,656万4,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費 1億8,239万7,000円。支払利息 3,180万3,000円を計上いたしております。

資本的収入は1,000円。同支出は、1億7,954万6,000円で1億7,954万5,000円の赤字予算となっております。損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

支出の主なものは、改良費 8,208万2,000円、企業債償還金 9,709万9,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長(今泉 正敏) 一つ確認をします。

同期をですね、議案第11号に戻してください。

そのこの2の「地域手当段階的に6%引上げる」というところが、先ほどは「引下げる」というふうに聞こえましたが、このままでよろしいですか。

地域手当です。

「引上げ」でいいですか。

誤読扱いでいいですか。

「引上げ」ですね。

そのこの部分は「引上げ」ということに変えます。

あとの誤読のことは、最後の日にします。

今の部分だけが、ちょっと逆になりますので、そういうことで確認をいたします。

ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑ないようですので、質疑を終わります。

日程第5、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第1号から議案第28号までの28議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号につきましては、人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第2号から議案第19号までの18議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第20号から議案第28号までの予算関連9議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は8番 松田國守議員、副委員長は11番 後藤百合子議員です。

それから、予算審査については、補正予算の審査に引続き当初予算の審査に入ります。

最後に、規則2件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を安河内福祉環境課長に求めます。

安河内課長。

○福祉環境課長(安河内 正邦) 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第1号の説明をいたします。

議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（第6条第3項）

の規定により議会の意見を求める。

住所、福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4311番地2

氏名、十時和子

生年月日、昭和22年4月6日

平成27年3月5日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。

人権擁護委員 十時和子氏が、平成27年6月30日をもって任期満了となるので、再任の候補者として法務大臣に推薦するため、次ページに履歴書を添付しております。御参照ください。

以上で終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの福祉環境課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時5分

平成27年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月9日(一般質問)

平成27年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁された皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は3名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただしリアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） おはようございます。

議席番号12番、荒牧でございます。

教育長に質問いたします。

児童・生徒を犯罪から守るシステム構築を願うということで、近年、児童や生徒が、被害者となる誘拐や傷害・殺人事件が多発し、その動機が、昔からある怨恨や性的なものだけでなく、死ぬ瞬間を見てみたかったや、だれでもよかった、ただ殺したかったなど、理解に苦しむ事件が目立ちます。また、その犯罪の多くが子どもたちの登下校時に発生しておりますが、幸い我が町では、見守り隊の方々をはじめ、多くの地域住民のおかげで、安全な環境をつくっていただいております。

しかしながら、一瞬のうちに連れ去られる誘拐や目の届かないところでの傷害は、限られた人数と時間帯では防ぎきれず、保護者の方々は四六時中心配なさっていると思います。

そこで、学校の出入り口や主要通学路、または各駅・バス停にアンテナを設置し、

子どもたちに持たせた I C タグで、地点通過のたびに信号を受け保護者の携帯電話等にメールなどで知らせるシステムを構築し、より安全な環境づくりをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

イニシャルもさることながら、ランニングコストも決して安いものではないようですが、子どもたちの命には代えられないと思いますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

教育長にお尋ねします。

○議長（今泉 正敏） それでは、答弁を求めたいと思います。

西教育長。

○教育長（西 邦彰） 児童生徒を犯罪から守るシステム構築につきましてお答えいたします。

児童生徒の生命身体の安全については、在校時間はもちろん、登下校や放課後、長期休業中におきましても最優先に取り組むべきものと考えております。

そこで、教育委員会では、子どもの安心安全のために、次の四つの取り組みを中心に進めているところでございます。

1点目は、議員も述べてありますように、校区づくりの活動と連携した見守り隊の活動です。現在、3小学校区で約230名の方に登録していただき、登下校の時間帯に、交通指導や声かけ、付き添いの活動を通して、子どもたちの安全を確保していただいているところでございます。

2点目は、交通安全や不審者対策として行っている青パトによる巡回活動でございます。この活動は、8年目を迎え、児童生徒の登下校に合わせて、町内全域を巡回するとともに、不審者等の連絡があった場合は、学校、教育委員会、警察がすぐに連携できるようにしております。2月は児童生徒の登校時間に合わせて計24回の巡回を実施しましたところでございます。

3点目は、犯罪抑止と万が一の場合の避難場所としての「こども110番の家」の推進です。町内約450の事業所と家庭に「こども110番の家」の登録をしていただき、地域ぐるみで子どもの安全確保を進めているところでございます。また、学校におきましても、新学期には、1年生を対象に、安全教室を開催し、交通安全とともに、不審者対策として、防犯標語の「いかのおすし」を使って犯罪から身を守る実践的な学習を行っております。ちなみに、「いかのおすし」と申しますのは、知らない人や車に、ついていかない、乗らない、大きな声を出す、すぐに逃げる、知らせるの頭文字をとって子どもにわかりやすくしたものです。

4点目は、携帯電話を利用した安心メールによる緊急連絡網の構築と情報の共有体制の充実です。現在、町内の児童生徒の家庭2,400軒に登録していただいています。各小中学校や粕屋警察署から入った町内での不審者情報等をメールで配信し、啓発や犯罪防止に役立てております。

以上のような子どもの安心安全を守る取り組みは、ことし1月の町の広報ささぐりで紹介しておりますので、ご覧になったことと思います。

さて、議員の御質問のICタグを活用した見守りシステムの運用につきましては、先行事例として、福岡教育大学附属小学校や北海道岩見沢市等を調査いたしました。システム構築と委託費等のランニングコストを含めると、導入につきましては、慎重に検討する必要があるものと考えております。本町には幸いにして、校区づくりの見守り隊をはじめとして、青少年健全育成会議、防犯夜警等も含め、子どもの安心安全を守るための確かな基盤が整っており、着実な成果を上げております。今後は、町のPTA連合会や学校と協力しながら、さらに校区ぐるみ、町ぐるみで安心安全のまちづくりを推進、充実させていきたいと考えております。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） はっきりしないというか、漠然としないというか、その、僕がお願いすることが必要ないと判断されてるのか、それともお金がかかるからできないのか、そこをもう一度はっきり聞かせていただだけませんか。

○議長（今泉 正敏） はい、西教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、お答えいたします。

大切なことだとは思いますが、必要経費等を考えたり、それから、調査の中で保護者負担ということもありますので、これは慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

また従来取り組んでいただいております見守り隊を含めて、地域の力をより一層確かなものにして、子どもの安全をさらに守りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（今泉 正敏） 荒牧議員どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 金額というのはどのくらいのものだったのかをちょっと教えていただきますか。

○議長（今泉 正敏） 西教育長。

○教育長（西 邦彰） 岩見沢市の場合、児童生徒分1200～1300名、本町の

半分以下になりますが、設置費用で5,000万円強、それからランニングコストが2,000万円、福岡教育大学附属小学校の場合は、いわゆる地下鉄の「すごかけん」を使った安心安全メールの方法でございますが、学校に設置、それから唐人町駅に設置されておりました、それを子どもたちが、すごかけんをかざすことによって保護者のほうに携帯メールに今どこにいるという連絡が入ります。

この場合につきましては、福岡市の地下鉄より寄贈という形で、福岡教育大学附属小学校に設置されております。保護者負担につきましては月270円、希望される保護者の申し込みを受けて毎月270円の出費というふうに伺っております。以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議長、予算面なんで町長に一言お尋ねしたいんですが構いませんでしょうか。

○議長（今泉 正敏） はい。

○議員（荒牧 泰範） 当初予算が大体100億円規模の中で、このシステムに30億、50億かかるというんなら、私も無理は言えないんですが、僕が調べた額とちょっと違うんですが、5,000万円というと、これは子どもの命には代えられない。一度検討していただく余地があるんじゃないかなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（今泉 正敏） よろしいですか。三浦町長。

○町長（三浦 正） 5,000万円が高い話じゃないんじゃないかということをおっしゃりたいのでありましようが、いろんな人的なシステムも含めて、篠栗町らしい守り方をしている中で、これの導入についてはシステム構築と委託費等のランニングコストを含めて、導入については慎重に検討したいというのが私を含めた行政側の結論でございます。

○議長（今泉 正敏） 議長からちょっと要らんことかもしれんとですが、今、先ほどの教育長の答弁を聞きよってですね、いわゆる慎重にっていう部分はですね、先ほど教育長が説明されていた機器に頼るよりも、今のところ人的な部分でみんな守っているから、そういったところで進めたい、そして、しっかり検討の時間をいただきたいというふうな意味合いに私はとりましたけども。

そういうふうな受け取り方をされれば、今の金額の多寡っていう部分で、簡単に推し量れない部分はあると思いますが、そういうふうな形で議員が受けとめてもらえれば助かると思います。

○議員（荒牧 泰範） はい。

○議長（今泉 正敏） それでは、次に参ります。

質問順位 2 番、飯田浩二議員。

○議員（飯田 浩二） おはようございます。

議席番号 2 番、飯田でございます。

本題に入る前に一言申し添えておきます。

先月 2 月 5 日に、篠栗小 6 年生の児童が、社会科学習のため議場見学にこられました。当日、本会議場で各質問を児童が発表した後、事務局が回答しております。中には、子どもでも町議会に要望を提出できるのかななどの質問もありました。せっかくなので、本日の一般質問は、インターネットで生中継または録画配信していますので、見学にこられた児童に視聴していただくよう、校長先生にお願いしております。児童にもわかりやすいよう、ゆっくりと喋っていきたいと思います。

それでは、子ども議会の開催について、まず、教育長にお尋ねいたします。

現在、20 歳以上に選挙権が付与される年齢を 18 歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が今の国会で成立する見込みになりました。早ければ、来年夏の参議院選挙から適用され、およそ 240 万人の未成年者が有権者に加わることとなります。

子ども議会をインターネットで検索すると、通告書提出時で、およそ 109 万件のヒットがあり、実際に子ども議会を行っている自治体が存在することや、子ども議会に関心が集まっていることがわかります。子ども議会は全国的に見てどの程度拡がりを見せているのか、開催状況については、5 年前の実態調査結果によると、市で 133、町村で 122 が子ども議会を実施しているとありました。

しかしながら、糟屋地区 1 市 7 町では、まだ実施例がなく、福岡県内でも数例しか開催されておられません。子ども議会は、議会をもっと身近に感じ、多くの町民の皆さんに、議会に関心を持っていただく取り組みの一つです。また、篠栗町の未来を担う子どもたちに、町政に対する質問や、提案をしてもらうことなどを通じて、地方自治体の運営の仕組みを体験的に理解し、政治への関心を深めてもらうことを目的として実施されています。子ども議員として、子ども議会を経験することにより、町政や町議会の仕組みについて学習するとともに、選挙の仕組みについても理解を深め、まちづくりについても関心を深めることができます。あわせて、学校生活における生徒会活動にも生かしてもらうこともできます。また、子どもたちが意見を表明する機会を確保することにより、子どもの権利保障について広く周知・啓発する機会にもなります。さらには、子どもたちが日ごろ疑問に思っていることや

希望など、豊かな感性から出された夢のある幅広い意見を町が聞き取り、まちづくりに反映させることもできるのではないのでしょうか。子ども議会というものにスポットライトを当てることにより、若者の政治関心という点で見てもプラスの方向に傾くのではないのでしょうか。

開催に当たっては、学校と保護者の理解と協力、町職員、議会議員、地域の方々などたくさんの方の力が必要となってまいります。子ども議会の開催について教育長の考えをお聞かせください。

次に、町長にお尋ねします。

昨年子ども議会を実施された自治体の中には、市制60周年の記念事業として開催してある自治体が数例あります。我が町篠栗町も、旧篠栗町と旧勢門村が合併して、60周年を迎えます。記念事業としては、篠栗駅東側自由通路の整備に取り組まっていますが、60周年という機会をチャンスに変えて、こども議会の開催という記念事業を行い、未来に向けて、毎年開催できるよう取り組んでみてはどうか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（今泉 正敏） それでは、ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

まず、西教育長。

○教育長（西 邦彰） 子ども議会を開催してはという質問についてお答えいたします。

現在、こども議会は、日本各地で開催されておりますが、その実施状況は、議員の御指摘のように、2010年度統計で市で133カ所、町村で122カ所です。福岡県では、北九州市、大牟田市、八女市で開催されております。本町においては、学校教育の中で、議場を使用した子ども議会というものは開催しておりませんが、篠栗中学校生徒会と篠栗小学校・勢門小学校の児童会が話し合いを持ち、自分たちが地域にできることとして、小中連携の挨拶運動や、清掃活動などの校区ぐるみの活動に取り組んでおります。

さて、学習指導要領、小学校第6学年、社会科の公民的分野では、日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方を理解できるようにし、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成することを狙いとしています。同じく中学校社会科、公民的分野の学習では、政治学習の基本的な狙いとして、民主政治の意義を国民主権という立場から具体的にとらえさせ、主権者として、政治に参加する意義を自覚させるとともに、政治についての見方や考え方の基礎を養うことと述べております。このことを踏まえますと、小中学生が「いきいきとして活力ある篠栗町」「安心・

安全な篠栗町」また、「いつまでも住みたい篠栗町」をつくるにはどうあればよいかといった課題を持ち、地方自治の仕組みを学習し、関係機関への調査や取材をもとに、子ども議会を開催することは、日常生活における政治の働きを直接的に学ぶばかりでなく、民主政治の意義を国民主権の立場から具体的にとらえ、主権者として政治に参加するというアクティブラーニングとともに、子どもの権利条約にある「意見を具体化する場の確保」のよい機会として意義高いものと考えております。このことはまた、第5次篠栗町総合計画が目指す協働のまちづくりに、主体的に参加する機会を提供し、篠栗町の将来を担う若者の育成に資するものとする次第です。

したがいまして、本町におきましても、教育課程の範囲内で可能な限り、小中学校の児童生徒やジュニアリーダー等の参加ができるような子ども議会の開催について検討をしてみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） それでは、次に、三浦町長。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） おはようございます。

飯田議員の御質問の2番目について私から答弁いたします。

合併60周年記念事業として、子ども議会を開催してはというお尋ねでございました。未来を担う子どもたちが町議会の模擬体験を通じて日常生活と行政のかかわりや、篠栗町が直面するさまざまな課題について考えるとともに、議会制民主主義への理解を深めながら、地方自治の仕組みについて学習するという大変意義のあるものと考えております。あわせて、この60周年を機会に、継続的に開催してはというお話でもございましたが、先ほど教育長からの答弁の中に教育課程の範囲で可能な限りとございましたように、あくまでも教育課程の編成主体は学校にありますので、今後、十分に教育委員会と協議してみたいと考えております。

ですから、60周年の記念事業としての開催、あわせて継続的な開催についても校長先生はじめ子どもたちが実際どうしたいのだろうということをまずしっかり把握した上で取り組みませんと、町が無理やりやってしまうということになってはいけませんので、そういうことから、十分教育委員会と相談申し上げたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、飯田議員。

○議員（飯田 浩二） 前向きな回答だと思っております。

今回一般質問のため、篠栗中学校校長先生をはじめ、いろいろな方々に相談をいたしました。その中の1人の方から、「箸（はし）よく盤水（ばんすい）を回す。私は、子どもたちが自分たち子どものため、町地域社会のために考え、行動する渦を起こすことは実にすばらしいことだと考える」と書かれたメモをいただきました。

最初は小さな渦かもしれませんが、ことしその渦を起こす手助けをしていただけることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（今泉 正敏） それでは、次に参ります。

質問順位3番、大楠英志議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号5番、大楠英志でございます。

三浦町長にお尋ねします。

平成25・26年度に各行政区から出された要望書の総数をお尋ねいたします。あわせて担当課別の要望書数の報告を求めます。提出された要望書は、行政区の区長からが主なものと考えられますが、その他からの要望書も受理されているのか、例えば、農業団体とか市民団体等からの要望書等はあるのでしょうか。

要望事項で主なものはどのようなことですか。報告を求めたいと思います。

平成26年度から、要望書の窓口が総務課に統一されたと聞いております。その理由と、そのことにより改善された事項をお尋ねいたします。

提出される要望書は内容を問わず、総務課のほうで一旦受理されているのでしょうか。また提出された要望書の達成率と要望書の有効期限はどのようになっているのですか。お尋ねいたします。

某区の区長さんによりますと、「区民からの要望を受けて、要望書を提出することにおいてはすごく神経を使います」と聞いたことがございます。提出した側からすれば、要望が取り入れられれば問題ないが、取り下げられたときは、区民にどのように伝えればと考えられるのではと拝察するわけでございます。要望事項の未達、実施完了の際、行政区長との連携は問題なく済まされておるのでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（今泉 正敏） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、大楠議員の篠栗町役場に出された要望書の状況について、幾つか御質問がございましたので、それについて答弁申し上げます。

まず、要望書の総数及び担当課別の要望数についてお答えをいたします。

平成25年度に提出されました要望書の総数は141件でございます。課別の内訳といたしましては、都市整備課が115件、産業観光課16件、福祉環境課8件、学校教育課と総務課がそれぞれ1件となっております。同じく、平成26年度は2月までの集計結果でございますが、126件でございます。課別の内訳といたしましては、都市整備課93件、福祉環境課と総務課がそれぞれ11件、産業観光課5件、社会教育課3件、財政課2件、学校教育課1件となっております。

次に、行政区以外からの要望書の受理状況についてお答えいたします。町では、行政区からの要望書のほかに、農業団体から水利に関する要望や、あるいは各種団体からさまざまな要望をお受けする場合がございますが、受領件数は年に数件といった状況でございます。また、役場やクリエイイト篠栗等に設置しております「提案箱」や、町の公式ホームページを通じて、広く住民の方々から要望をお聞きしている環境を整備しております。いろいろ御提案もいただきますが、大半が匿名の場合が多うございまして、必要とある項目については、それぞれの課に改善を指示しているところでございます。

次に主な要望内容についてお答えいたします。要望書の中で最も多いのは、町道や河川などの管理に関する事項でございます。その主な内容といたしましては、路面補正や側溝等の排水施設の整備、ガードレールやカーブミラー等の維持補修、道路や河川の草刈、枝払いによる除去作業などがございます。

次に要望書の窓口を総務課に統一した理由と改善内容についてお答えいたします。窓口を総務課に統一する以前は区長の皆様に直接担当課まで足を運んでいただいておりますが、担当課がわからないといった御意見や、回答が遅いといった御指摘を受けしておりましたので、窓口を総務課に統一したところでございます。これにあわせて、回答期限を2カ月以内と定め、可能な限り早い時期に回答をお届けするよう努めているところでございます。

次に要望書の受理状況と達成率についてお答えいたします。提出される要望書に関しましては、内容にかかわらず、総務課で一旦受理し、その後、担当課にて対応いたすようにしております。もちろん私も副町長も回覧をした上で、その要望内容についてはそれぞれ熟知しておるところでございます。中には町の事業ではない国や県に対する要望もございますが、そうした場合には、担当課から、国・県に対して進達するなど、提出いただいた行政区と相談しながら進めているところでございます。なお達成率については、そうした町単独でできないものや、来年度に予算化して取り組もうとしている事業、あるいは継続して取り組んでいる事業があるため、

正確な数値を御報告することはできませんが、平成25年度で約20件、平成26年度で約10件が完了まで至らずに継続的に懸案事項として残っている状況でございます。また有効期限につきましては、特別定めておりませんので、出された要望書について、年度が変わって区長様が変わられるとまた再度出していただくというような手間は省くことができていると思っております。

最後に、行政区長との連携についてお答え申し上げます。要望事項に関しては、担当職員による現地確認や行政区との調整、さらには必要に応じて、地元関係者の立会をお願いし、町の考えを明確にしながら、提出された行政区からの理解が得られるよう努めているところでございます。また、今後は、事業完了の報告も確実にお伝えできる事務の流れをつくってまいりたいと考えております。各行政区から提出される要望書は、住みよい地域社会の形成において重要な役割を担うものでございます。

今後も地域づくり活動に積極的に取り組んでいただいております行政区の活動をこういった形でもしっかりと応援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） 再質問ございますか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今、町長の答弁を聞きまして、要望書に対してはいろいろと配慮をしてあることがわかりました。

やはり地域の生活に密着した要望事項が多いんだなということが改めてわかりました。特に、行政区長を通しての要望が大半であるということであり、今後区長と意思の疎通を図られまして、町長が推進されてあります協働のまちづくりをさらに推進していただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（今泉 正敏） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして散会といたします。

散会 午前 10時35分

平成27年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月17日(追加議案)

平成27年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	清高 濱守		

開会 午前 10時00分

○議長(今泉 正敏) おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案の上程をいたします。

本日、町長から追加議案として議案第29号が提出されております。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

本日提案しております追加議案は議案第29号でございます。説明を申し上げます。

議案第29号は平成26年度篠栗町一般会計補正予算第8号についてであります。

本補正予算は昨年11月に申請いたしておりました林業用施設復旧事業にかかる起債が今回認められたことから、歳入歳出におきまして財源更正を行うものであります。

まず歳入におきましては、地方交付税のうち普通交付税を80万円減額し、町債のうち林道用施設復旧事業債を80万円増額するものであります。

次に歳出におきましては、災害復旧費のうち、林道施設災害復旧費の財源更正を行うもので一般財源を80万円減額し、特定財源の地方債を80万円増額するものであります。

そして、地方債補正におきまして災害復旧事業債の限度額を440万円から520万円に変更するものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議よろしく申し上げます。

○議長(今泉 正敏) ただいまの、提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はございますか。無いようですので質疑を終わります。

日程第2、議案の委員会付託についてを議題といたします。

お諮りします。

本日上程されました議案第29号の委員会付託につきましては、ただいま設置し

ております予算特別委員会に追加付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時3分

平成27年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月19日(採決)

平成27年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月19日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長(今泉 正敏) おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月9日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第2号 篠栗町地下水の採取に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) ご報告いたします。

議案第2号 篠栗町地下水の採取に関する条例の制定について。

本議案は、町民の生活にとって欠くことのできない貴重な資源である地下水について、その採取に関する必要な事項を定めることにより、地下水を保全し、良好な環境の保全に寄与するため本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、1日当たり10立方メートル以上の地下水を採取しようとする方は、事前に周辺の井戸の状況を調査し、また、設置しようとする井戸の概要を届け出ていただくことにより、貴重な生活水である地下水の保全を図るとともに、周辺の井戸に影響を与えた場合の当事者間の円満な解決に資するものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第3号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について。

本議案は、子ども子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担、その他必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、平成27年4月1日に施行される、子ども子育て支援法及び児童福祉法の改正に伴い、篠栗町の保育の実施に係る利用者負担等を定めた、篠栗町保育の実施に関する条例及び同条例施行規則を廃止し、新たに、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例及び同条例施行規則を制定するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号 篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、御報告いたします。

議案第4号 篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

本議案は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、保育の実施基準を市町村が条例で定める旨の規定が削除されたため、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、御報告いたします。

議案第5号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行及びそれに関連する法律の改正に伴い、町立幼稚園の授業料及び授業料減免規定を改正する必要が生じたため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

整備の主な内容は、幼稚園授業料を現行の一律のものから、所帯の所得割課税額等による区分ごとに決められた授業料にし、また、園児から小学3年生の子をもつ家庭においては、子どもの数によって授業料を減額するものです。

また、町立幼稚園児に対する授業料の減免規定が新しい授業料の規定によりなくなるため、私立幼稚園に通う篠栗町在住の児童のみの規定へ改正するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、御報告いたします。

議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い関係条例の整理が必要なため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

整理の主な内容は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るため、教育委員会と教育長を一本化し、教育委員長職の廃止及び教育長は、首長が任命するというものです。

また、総合教育会議を設置し、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを可能にするものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号 篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第7号 篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定について。

本議案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施工に伴い、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、児童または生徒に係るいじめの防止、早期発見、対処等のための対策を推進するため、いじめ防止基本方針及び各種協議会委員会の設置等について規定するものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第8号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町の組織を改めることにより、新たな行政課題や多様化する住民のニーズに即応し、住民満足度の高い行政サービスの提供が可能な組織とするため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、入札に関する事務を財政課において一元化するもの。統計調査に

関する事務をまちづくり課において一元化するもの。福祉環境課の課名を福祉課に改め、高齢者及び障害者支援に係る業務を健康課から移管するもの。並びに、都市整備課において都市計画に係る業務をまちづくり課から、公園に係る業務を産業観光課から、環境衛生に係る業務を福祉環境課から移管するものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第9号 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、行政指導をする際に、許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等の明示を義務づける規定。違法な行政指導等の中止などを求めることができる規定。及び、法令に批判する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる規定を追加するものであります。

また、同条例の改正に伴い、篠栗町税条例の改正を附則において行っております。

改正の内容は、第4条第2項に規定する篠栗町行政手続条例の引用条項を改めるものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第10号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、篠栗町協働のまちづくり推進協議会を町の附属機関として定めるため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

この協議会の組織は町民の声を反映させた、町政運営を推進するために、まちづくりに理解と関心のある住民の代表者や一般公募による委員で構成されています。このような外部員によって構成されている組織については、地方自治法上、正式に町の補足機関として条例で定めなければならないということになっています。現状では、条例に根拠を置いておらず、私的諮問機関という位置づけになっており、この形が不適切ということで、適正に法整備を行うものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第11号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、平成26年8月7日の人事院勧告に伴い、国及び近隣市町に準じた給与制度の総合的な見直しを行うため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

本条例により改正される条例は、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例。篠栗町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例。及び、篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の3条例であります。

改正の内容は、給料表について、民間給与との格差を埋めるため、平均約2%引き下げるもの。地域手当について、糟屋地区内で足並みを揃え、現在の3%から段階的に6%まで引上げるもの。管理職員特別勤務手当について、平日深夜午前0時から午前5時の災害時等の勤務に6,000円を超えない範囲内で支給する規定を追加するものであります。

また、給料表引下げに伴う経過措置として、改正後の給料月額が改正前に受けていた給料月額に達しない職員には、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給すること及び制度改正の原資を確保するため、本年4月1日の昇給に限り昇給幅を1号俸抑制することを附則に定めております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第12号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた固定資産課税台帳の閲覧、証明書交付手数料について、物価や人件費の上昇等を勘案し、近隣自治体との均衡のとれた料金とするため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、閲覧、証明証交付の手数を現在の200円から300円に引き上げるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第13号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた証明書発行手数料について、物価や人件費の上昇を勘案し、近隣自治体との均衡のとれた料金とすることに加え、農地法の改正による農地台帳及び農地に関する地図を窓口において公表する際の新たな手数料を定めるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、耕作証明書、非農地証明書、現況証明書等の証明手数料をそれぞれ現在の200円から300円に引き上げるとともに、新たに農地台帳閲覧と農地台帳記録事項要約書交付の手数を300円に定めるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号 篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第14号 篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた篠栗町中央公民館、クリエイト篠栗の使用料について、特定の使用者だけが得られるサービスの対価として支払うものであり、受益者負担の原則に基づき、景気に見合う適切な負担を求める必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、受益者負担の原則に基づいた負担割合にするには、2倍以上の料金設定が必要となり、過度の負担となることから、料金改定委員会及び公民館運営審議会の答申により、施設の利用料を概ね3割増し、照明料を2割増しして10円未満を切捨てた額とするものです。

なお、この条例は公布の日から施行され、経過措置で、平成27年10月1日以降に使用する公民館の使用料について適用し、平成27年9月30日までの公民館の使用料については、従前の例によるものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 経過措置。周知期間は、一年くらいが望ましいと思うんですけど。そういう意見というのは出なかったんですかね。

○議長(今泉 正敏) はい、後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) そういった意見はございませんでした。

○議長(今泉 正敏) よろしいですか。

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第15号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた体育施設の使用料について、特定の使用する者だけが得られるサービスの対価として支払うものであり、受益者負担の原則に基づき、経費に見合う適正な負担を求める必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、受益者負担の原則に基づいた負担割合にするには、2倍以上の料金設定が必要となり、経過の負担となることから、料金改定委員会及び公民館運営審議会の答申により、施設の利用料及びグラウンド照明料を概ね3割増しとし、10円未満を切捨てた額とするものです。

なお、この条例は公布の日から施行され、経過措置で、平成27年10月1日以降に使用する体育施設の使用料について適用し、平成27年9月30日までの体育

施設の使用料については、従前の例によるものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第16号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第16号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた総合運動公園の使用料について、特定の使用する者だけが得られるサービスの対価として支払うものであり、受益者負担の原則に基づき、経費に見合う適正な負担を求める必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、受益者負担の原則に基づいた負担割合にするには、2倍以上の料金設定が必要となり、過度の負担となることから、料金改定委員会及び公民館運営審議会の答申により、施設の利用料を概ね3割増し、照明料を照明施設、多目的グラウンド全面、反面、野球場、テニスコートごとの電気料金をもとに、概ね1.7割増しから2.9割増しの額とするものです。

また、町外者料金を新たに設定し、町内者利用料金の2倍とするものです。

なお、この条例は公布の日から施行され、経過措置で、平成27年10月1日以降に使用する総合運動公園の使用料について適応し、平成27年9月30日までの総合運動公園の使用料については、従前の例によるものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第17号 篠栗町総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、開館当初から長期にわたり据え置かれていた篠栗町総合保健福祉センター、オアシス篠栗の利用料金について、篠栗町料金改定委員会において協議された結果、物価や消費税の上昇を勘案し、使用料金の額を変更する必要があるため、本条例(平成12年条例第4号)の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、料金改定委員会の答申により、施設の利用料を概ね3割増し額にし、入浴料につきましては、一律30円増額するものです。

なお、この条例は平成27年10月1日から施行するものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号 篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第18号 篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、消防組織法(昭和22年法律第226号)が改正されたことに伴い関係規定を整備するため、本条例の一部を改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、法律改正に伴う引用条項の変更であり、内容等の変更はありません。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

本議案は、平成27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称変更することに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法(第290条)の規定により議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、別表第1、その他の項、及び別表第2、第2区の項中、有明広域葬斎施設組合を有明生活環境施設組合に改めるものです。

なお、この規約は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第20号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,943万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億7,488万3,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、

町税のうち、固定資産税 2,100万円の増額。

分担金及び負担金のうち、児童福祉費 負担金 894万2,000円の増額。

国庫支出金のうち、児童福祉費 負担金 1,469万6,000円の減額。

臨時福祉給付事業費 補助金 8,100万円の減額。

地域住民生活等緊急支援交付金 9,387万4,000円の増額。

県支出金のうち、国民健康保険基盤安定負担金 1,343万5,000円。

社会福祉費 補助金 1,680万5,000円の減額。

児童福祉費 補助金 1,834万8,000円の減額。

学校教育補助金 2,206万6,000円の増額。

財産収入のうち、土地売却収入 3,000万円の減額。

町債のうち、学校教育施設整備事業債 1,600万円の減額。

地域活性化事業債 3,080万円の増額。

地方交付税のうち、普通交付税5,705万円、特別交付税 2,000万円を増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、

総務費において、退職手当組合負担金 1,116万4,000円の増額。

基金管理費 1,900万円の増額。

地方創生費 9,683万2,000円の増額。

民生費において、障害者自立支援事業費 1,319万9,000円の増額。

介護保険対策費 1,951万円の減額。

臨時福祉給付金費 8,100万円の減額。

児童運営費 2,000万円の減額。

児童福祉振興費 2,133万7,000円の減額。

衛生費において、塵芥処理費 1,064万7,000円の減額。

消防費において、常備消防費 1,148万8,000円の減額。

教育費において、建設事業費 4,611万1,000円の増額。

拠出金において、国民健康保険特別会計の赤字補填の繰出し 1億5,000万円を含む繰出金 1億6,318万9,000円を増額するものです。

以上の補正に加え、歳出は事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額、歳入もそれに伴う財源更正が主な補正であります。

繰越明許費は、地方創生推進事業費 9,683万2,000円。中学校教室木質化整備事業 4,611万1,000円などを追加するものです。

債務負担行為は、人材派遣業務委託の限度額 3億8,700万円を4億9,750万2,000円に変更するもの及び議会運営費は、リース期間が平成25年度から平成30年度までで限度額 3,328万8,000円の長期継続契約の締結に伴い、債務負担行為の廃止を行うものです。

地方債は、災害復旧事業債 440万円。地域活性化事業債 3,390万円の追加と防災対策事業債及び学校教育施設等整備債の限度額の変更を行うものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算

(第6号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について。

本議案は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ514万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,318万2,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算において、国民健康保険税及び国庫支出金等の歳入確定に伴うもののほか、一般会計繰入金を1億6,247万1,000円追加補正するものです。

歳出予算では、療養給付費 2,187万円の増額及び共同事業拠出金 1,176万4,000円の減額が主なものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第22号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について。

本議案は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ1,695万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,468万3,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算については、歳入の確定に伴い、後期高齢者医療保険料1,767万円を減額。

歳出予算については、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、1,695万2,000円を減額するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第23号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4

号)について。

本議案は、既定の予算(第3条)に定めた収益的収入及び支出の総額に、収益的収入 1,600万円を減額し、収益的収入の予算の総額を8億206万円。収益的支出 620万円を追加し、収益的支出の予算の総額を8億125万4,000円とするものです。

また、既定の予算(第4条)に定めた資本的収入及び支出の総額に資本的収入 525万円を減額し、資本的収入の予算の総額を3億501万8,000円。資本的支出 568万9,000円を減額し、資本的支出の予算の総額を4億1万2,000円とするものです。

なお、資本的支出額に対し不足する額 9,499万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

補正予算の内容は、主に収益的収入において、下水道使用料 1,600万円の減額。

収益的支出において、流域下水道維持管理費 管理負担金 1,000万円の減額。消費税確定申告による見込み額 500万円の追加。資本的収入分に対する特定収入仮払い消費税 500万円の消費化。受益者負担金に係る大口の貸倒れに対応するため、特別損失 620万円の費用化による補正であります。

また、資本的収入において、領域下水道建設負担金の減に伴う企業債 520万円の減額。

資本的支出において、568万9,000円の減額による補正であります。

なお、当年度利益剰余金うち、500万円を減債積立金として処分するものと定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第29号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第29号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について。

本議案は、平成26年度篠栗町一般会計補正予算の歳入歳出について、財源更正地方債の変更を行うものです。

歳入につきましては、町債において、災害復旧債の林道用施設復旧事業債80万円の増額。地方交付税のうち復旧交付税80万円を減額するものです。

歳出につきましては、災害復旧費のうち、林道施設災害復旧費を一般財源から地方債へ財源更正するものです。

地方債補正では、災害復旧事業債440万円を520万円に変更するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号 平成27年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案を予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第24号 平成27年度篠栗町一般会計予算について。

本議案は、平成27年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,685万7,000円とするものです。

前年度当初予算に対する1億1,735万6,000円の増額となっております。

26年度は、臨時福祉給付事業費及び子育て世帯・臨時特例給付事業費の支出が伴っており、実質の増額は約4億円となります。

主な要因は、税社会保障の番号制度の導入に伴う電算システムの整備費用、篠栗駅東側自由通路の詳細設計費用、道路や河川等のインフラ整備を計上したことによるものです。

本年度の主な事業として、議会費において、議会中継システム等に係る議会運営の予算を計上しています。

総務費においては、昨年度に引き続き、派遣に切りかえた臨時職員及び一部嘱託職員の雇用を包括委託として計上し、新規に篠栗駅東側自由通路整備の準備に伴う詳細設計の予算及び税社会保障の個人番号制度導入に伴うシステム整備に係る予算化に伴う予算を計上しています。

民生費においては、規模は縮小しておりますが、昨年度に引き続き、臨時福祉給付金及び子育て世帯・臨時特例給付金の予算、子ども子育て支援新制度の導入に伴い、認可保育園及び認定こども園の拡充した、きめ細かなサービスを支援する予算を計上しています。

衛生費においては、地球温暖化対策実行計画の策定及び予防接種事業、健診事業の充実を図るための予算を計上しています。

農林水産業費においては、昨年度に引き続き、森林経営計画に伴う間伐事業に係る予算及び荒廃森林の整備に係る予算を計上しています。

商工費においては、観光施設等の維持管理に係る予算を計上しています。

土木費においては、一の瀧線道路改良工事、乙犬尾仲水路水害対策事業費を予算計上しています。

教育費においては、学校教育分野において、27年度で完了します勢門小学校外壁と改修工事等の事業及び各小中学校の特別支援員の増員に伴う予算を計上しています。

また、社会教育分野においては、クリエイト篠栗及び体育施設の維持管理に係る予算。県指定文化財で、九大演習林の中にあります経過木の保存に係る予算が計上されています。

歳出では、

議会費 1億1,675万8,000円。

総務管理費、町税費などの総務費 14億3,267万7,000円。

社会福祉費、児童福祉費などの民生費 29億4,803万4,000円。

衛生費 12億323万3,000円。

農林水産業費 1億9,677万2,000円。

商工費 1億446万円。

道路橋梁費、河川費などの土木費 4億3,838万7,000円。

消防費 3億9,206万5,000円。

教育費 8億6,944万5,000円。

災害復旧費 750万円。

公債費 9億5,830万4,000円。

繰出金公営企業費などの諸支出金 6億2,922万2,000円。

予備費 2,000万円。

歳入では、

町税 29億2,194万4,000円。

地方交付税 24億4,835万5,000円。

国庫支出金 10億2,328万円。

県支出金 6億7,818万9,000円。

繰出金 6億円。

町債 5億5,630万円などが主なものであります。

継続費につきましては、平成27年度から平成28年度までの地球温暖化対策実行計画策定業務事業の実費において、平成27年度に263万6,000円。平成28年度 490万4,000円。総額 754万円とするものです。

地方債の限度額は、臨時財政対策債を4億1,000万円。一般会計出資債を590万円。防災対策事業債を7,300万円。公共事業債を3,730万円。学校教

育施設等整備費額を3,010万円とするものです。

また、一時借入金の借入れの最高額は10億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

1時間経ちましたので、一呼吸入れたいと思いますので、10分間休憩を取ります。

それでは、本会議を再開いたします。

日程第25、議案第25号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第25号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,279万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、

保険給付費 22億2,824万2,000円。

後期高齢者支援金等 3億8,516万1,000円。

介護納付金 1億4,680万8,000円。

共同事業拠出金 8億2,524万5,000円などであります。

歳入の主なものは、

国民健康保険税 5億2,541万5,000円。

国県支出金 10億8,187万7,000円。

療養給付費 交付金 1億8,292万3,000円。

前期高齢者交付金 7億6,506万5,000円。

共同事業交付金 8億8,342万円。

繰入金 2億2,658万3,000円であります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,848万円とするものです。

歳出の主なものは、総務費 3,600万2,000円。後期高齢者医療広域連合

納付金 3億6,134万8,000円などであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 2億8,827万円。繰入金 1億1,020万2,000円などであります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第27号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即し、収支の予定額を定めるものです。

第3条において収益的収入の予定額 7億9,648万4,000円に対し、支出の予定額は7億9,063万6,000円となり、584万8,000円の黒字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2億6,415万1,000円。企業債利息 1億4,091万9,000円などであります。

収益的収入の主なものは、下水道使用料 4億1,087万4,000円。他会計

負担金 1億4,987万1,000円が組込まれております。

次に、第4条において、資本的収入の予定額 3億3,158万3,000円に対し、支出の予定額を4億3,747万5,000円とし資本的支出額に対し不足する1億589万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

資本的支出の主なものは、流域下水道建設負担金 4,961万7,000円。企業債元金償還金 3億7,782万9,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債 2億3,090万円。他会計負担金 1億を12万9,000円です。

次に第9条において、当年度利益剰余金のうち、908万3,000円を減債積立金として処分するものと定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、平成27年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第28号 平成27年度篠栗町水道事業会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即し、収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額 4億6,996万4,000円に対し、支出の予定額は、5億1,082万9,000円となり、4,086万5,000円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託で浄水場運転管理などの委託料 3,243万6,000円。薬品費359万3,000円。メーター取替え業務 258万4,000円。合計3,861万3,000円を継続して委託するもの及び福岡地区水道企業団受水費 1億8,239万7,000円。企業債利息 3,180万3,000円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料 4億3,656万4,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し、不足する4,086万5,000円は、繰越利益剰余金で補填するものです。

次に、第4条において、資本的支出の予定額を1億7,954万6,000円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が8,202万8,000円。企業債元金償還金 9,709万9,000円などです。

資本的収入の予定額は1,000円です。

資本的支出額に対し不足する1億7,954万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、各委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑ありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで報告をさせていただきます。

長年にわたり、議会議員として、地方自治の振興に寄与した功績により、全国町村議会議長会並びに福岡県町村議会議長会より、阿高紀幸議員、後藤百合子議員、そして、私の3名に表彰状及び記念品が贈られております。

また、議会運営の向上に努めた功績をたたえ、篠栗町議会が表彰されております。この場を借りまして、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

阿高議員、後藤議員、前のほうにお願いいたします。

表彰状。福岡県篠栗町 阿高紀幸 殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（代読）

表彰状。福岡県篠栗町 後藤百合子 殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（代読）

○副議長（阿高 紀幸） 表彰状。福岡県篠栗町 今泉正敏 殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（代読）

おめでとうございます。

表彰状。糟屋郡篠栗町議会議長 今泉正敏 殿。

貴殿は、長期にわたり、議会議長として地方自治の振興発展に貢献せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。

平成27年2月25日、福岡県町村議会議長会会長 中ノ森慎一。（代読）

おめでとうございます。

表彰状。糟屋郡篠栗町議会 殿。

貴議会は、地方自治の本旨に沿って、議会運営の向上に努められて、住民福祉を増進した功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月25日、福岡県町村議会議長会会長 中ノ森慎一。（代読）

おめでとうございます。

○議長(今泉 正敏) ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成27年第1回定例会の閉会にあたりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求める人事案件1件、篠栗町地下水の採取に関する条例の制定についてや篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例案17件、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算、追加提案いたしました平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)含め、上程いたしました29議案につきまして、全て可決いただきましたことに感謝いたします。

平成27年度当初予算については、平成26年度と比べほぼ同規模の予算でございますが、篠栗町におきましても高齢化社会の進展は影響を及ぼしてきておりまして、扶助費における高齢者福祉に係る経常経費は増加傾向にあります。

併せて、医療機関が大変充実した地域でございますので、今後の各世代における医療費の増加が懸念されるところでございます。町民の皆様への適度な医療機関への受診を指導する体制を強化してまいりたいと考えております。

御審議いただきましたとおり、予算を組むにあたっては、現在のところ、歳入の大きな増加は見込めないことから、基金を一部取り崩して予算をつくりあげている状況でございます。できるだけ歳出を切り詰めて執行にあたることとしておりますが、今後の人口趨勢を考慮すると、現状のままの継続では、経常経費の漸増に伴い、財政が硬直化することは目に見えております。

したがって、平成27年4月からの改正都市計画によりまして、篠栗町らしさを維持しつつ、積極的に地区計画をはり具体化していくことで、歳入増加を図りたいと考えております。

平成27年度は、地方創生の具体的な事業展開を行う初年度でございます。

「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を住民の皆様と一緒に作り上げ、地方創生を実践する先進地篠栗となるよう役職員一同最大限の努力を傾注することをお約束いたします。その努力の積み重ねこそが、まさに篠栗町の個性の創造に繋がっていくと確信いたしております。もちろん、今後も国発する地方創生に係る補助金や交付金を前提とする取り組みにつきましても、行政としてしっかりアンテナを張り、我が町に使えると判断した事業には、積極的に取り組んでまいり所存でございます。その際は、さらなる御協議をお願いする機会もあろうかと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

予算審議の際いただいた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また、執行にあたって見直すべきところは、補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えております。ただいま成立いたしました、平成27年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒して取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、3月期限りで定年退職される吉村英治税務課長、藤博文都市整備課長、石内清之上下水道課長の三方。議会の改選期であることから、定年後も引き続き議会事務局長をお願いする清原眞也議会事務局長。早期退職される安河内正邦福祉環境課長、萩尾一男栗の子保育園長には、長い間の行政職員としてのお務め大変御苦勞さまでございました。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をおかりいたしまして私からも心から感謝申し上げます。

4月から新体制のもとに、篠栗町の個性の創造を形にすべく、しっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する、先進自治体となるべく努力してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

さて、このたび篠栗町町議会が、福岡県町村議会議長会から先進的な取り組みを評価されて表彰をお受けになられたこと、まことにめでとうございます。私自身、篠栗町議会のこの4年間は、近隣市町の議会と比べても、定例議会における審議のありようも勿論でございますが、タブレット端末を用いた議会のペーパ

一レス化への積極的な取り組みと今の議会の体制でなければ到底なし得なかった、最も評価されるべき先進的な取り組みであったと確信しております。

議員各位の御努力に心から敬意を表するものでございます。

また、全国表彰、福岡県表彰をお受けになられました、今泉議長、阿高副議長、後藤議員におかれましては、長年にわたる議会議員の職務を全うされたことによる、今回の表彰となられました。誠にありがとうございます。

特に、今泉議長におかれましては、3期12年間議長職という重責を全うされました。私が行政を預かることとなりましたこの10年間余り、今泉議長とともに、篠栗町の行政運営の両輪として、行政と議会の良好な関係を維持しながら、篠栗町の発展のために積極的な事業を展開できましたのも、ひとえに、今泉議長の議会運営手腕のたまものと心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

最後に、本年4月末日をもって、議員の皆様方の任期が終了いたしますが、4年間の議員の皆様方の御尽力に心から感謝申し上げます。

4年前、私は、今後必ず到来する少子高齢化社会への対応のあり方、過去の過剰投資と地方交付税の先使いのつけとしての将来負担など、我が町が抱える個別の問題をしっかりと解決しなければならない。併せて、住民福祉の充実に裏づけされた住みやすい篠栗町を目指して、行政サービスを進めていかなければならないと、議員の皆様方に発信いたしました。

おかげさまで、この4年間で初期の目的を達成することができたと実感しております。どうもありがとうございました。

改選後の議会におきましても、引き続き行政のチェック機関として、行政とともに、篠栗町を発展に導く車の両輪として御尽力を賜りたいと願っております。

また、このたび御勇退されます、今泉議長、後藤議員、草場議員には、大変御苦勞さまでございました。長年にわたり、町政発展のために御尽力賜りましたことを町民を代表してお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

今後は、篠栗町議会議員OBとして、篠栗町の発展のため地域の活性化のために、引き続き、お力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、4月26日に向けての議員の皆様方の御健闘を祈念申し上げまして、平成27年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間、誠にありがとうございました。

○議長(今泉 正敏) それでは、ここで議員任期最後の議会を開催するにあたり、一

言挨拶を申し上げます。

今期をもって御退任されます、後藤議員並びに草場議員には、長い間の議会活動を大変疲れ様でした。さらには、このたび退職されます課長初め職員の皆様には、町民の公僕として、長期間の職務をありがとうございました。今後は、議員として或いは職員として培われました知識や技術、人脈を通じて、地域や家庭において大いに発揮され、さらなる御活躍を期待いたしております。

定例会終了後、約1か月後に行われます町議会議員選挙に再度挑戦されます議員各位には、激戦を勝ち抜かれまして、元気にこの場で再会されることを祈念申し上げます。

さて、私事ではありますが、今期限りで議会を卒業することにしております。これまで、お付き合いいただきました関係団体、住民の皆様には大変お世話になりました。その間、議長としての12年間には、議員各位、議会事務局並びに町執行部の御支援、御協力により、まして大過なく職策を全うさせていただきましたことに対しまして、改めて心から感謝申し上げます。長い間ありがとうございました。

最後になりますが、篠栗町の益々の発展と皆様方の御健勝、御多幸を心から御祈念申し上げます。挨拶といたします。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第1回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時29分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

阿部 寛治

篠栗町議会議員

松田 國守
